

奈良県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

奈良県農業共済組合等検査規則（昭和四十三年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済事業」を「共済事業」に改め、「係る業務又は会計」の下に「。以下同じ。」を加える。

第二条中「検査は」の下に「次に掲げる観点から」を加え、「が法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び諸規程（定款、条例その他の当該組合等の規程をいう。）に違反せず、かつ、適正に行われているか否かを知り、不正不当事項がある場合、当該事項を是正することにより組合にあつては組合員の、市町村にあつては共済関係の存する者の利益を保護する等当該」を「の状況を把握し、組合等の不正又は不当な行為の防止及び是正を図ることにより、」に、「組合等の正常な事業運営及び農業災害補償制度の健全な発達を図る」を「農業災害補償制度における組合等の事業運営の適正化に資する」に改め、「ものである」を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 組合等の諸規程（定款、条例その他の当該組合等の規程をいう。以下同じ。）が適切に整備され、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は組合等の諸規程（以下「法令等」という。）に照らし、組合等の業務又は会計が適切であること。
 - 二 組合等の業務又は会計が法第一条に定める目的及び組合等の諸規程に定める目的に合致していること。
 - 三 組合等の業務又は会計が効率的に行われていること。
- 第十七条前段中「もらして」を「漏らして」に改め、同条を第十八条とする。
- 第十六条第一項中「ときは、」の下に「速やかに」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、検査の結果に組合等の業務又は会計に法令等に違反している事項又は組合等の事業運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項があるときは、組合等に対し、当該事項に対する見解及び今後実施しようとする措置（以下この条において「見解等」という。）を記載した回答書の提出を求めなければならない。

第十六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 知事は、前項後段に規定する事項であつて特に改善の必要があると認めるものがあるときは、同項前段の検査書にその旨を記載し、及び法第百四十二条の五の規定による命令（市町村にあつては、法第百四十二条の五の二の規定による指示）をするとともに、当該組合等に対し同項後段の回答書とは別に、当該事項に対する見解等を記載した報告書の提出を求めなければならない。

4 組合に係る第二項後段の回答書及び前項の報告書には、監事が監査する事項に係る場合にあつては監事会の議事録を、それ以外の事項に係る場合にあつては理事会の議事録及び監事の意見書を添付しなければならない。

第十六条第五項中「行なつた」を「行つた」に、「第二項の検査書の写し」を「当該検査の結果の概要を記載した書面」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「行わなければ」を「行うとともに、理事若しくは監事又は市町村長若しくは監査委員から講評についての意見等を聴取しなければ」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の見出しを「（検査の拒否等に対する措置）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により検査を延期し、又は中止した場合には、検査員は、ただちに」を「検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めた場合は、直ちに」に改め、同項を同条とし、同条を第十五条とする。

第十三条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改め、「穏健、」を削り、「持し」を「保持し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「あたつて」を「当たつて」に、「事務執行」を「業務執行」に、「留意しなければ」を「にしなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

検査員は、十分な注意をもつて検査を実施し、その職務を遂行するに当たつて、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 検査員は、組合等の業務及び会計が適正かつ妥当なものであるかどうかの認定に必要な合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

第十三条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

5 検査員は、検査を通じて、組合等の役員及び職員の仕事運営に対する意欲及び法令を遵守する意識の高揚を助長するよう努めなければならない。

第十二条中「行なつて」を「行つて」に改め、同条ただし書中「知事が」を削り、「所有者」を「所有者等」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「呈示して」を「提示して」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項を次のように改める。

検査員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

第九条第二項中「別記様式による検査命令書」を「検査命令書（別記様式）」に、「第四十六条の二」を「第四十六条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 知事は、検査に当たつて、検査員の中から一人を当該検査の責任者（第十五条において「検査責任者」という。）に任命する。

第八条本文中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書を削り、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条の見出しを「（検査の方法等）」に改め、同条中「検査は」の下に「、検査を行う者（以下「検査員」という。）二人以上が一組となり」を加え、「附属する施設又は共済金及び無事もどし金の振込みをした金融機関の事務所その他附属する施設において行なう」を「の組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物及び帳簿その他の書類を調査し、並びに役員又は職員の説明を聴取することにより行う」に改め、同条ただし書中「知事が指定する」を「検査を検査員一人で行い、又は組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所以外の」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「前一年間」を「の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの期間」に改め、同条ただし書中「検査基準日の一年以上前の組合等の業務又は会計の状況」を「当該期間以外の期間」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「原則として検査に着手した日」を「検査に着手した日の前業務日」に改め、同条ただし書中「前一箇月以内に残高試算表が作成されている場合には、当該」を「の前業務日の残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日前の直近の」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（年間検査計画等の作成）

第三条 知事は、毎年度開始後速やかに、月別及び組合等別の年間検査計画並びに当該

年度における検査重点事項を作成するものとする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

検 査 命 令 書

職 名 氏 名

検査責任者
検 査 員

農業災害補償法第142条の3（第142条の2、第142条の4）の規定
による農業共済組合（市町村）の検査の職務に従事することを命じます。

奈良県知事 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の奈良県農業共済組合等検査規則第九條第二項の規定により交付した検査命令書は、この規則による改正後の第十條第三項の規定により交付した検査命令書とみなす。